

改正

昭和40年3月26日条例第2号

昭和40年6月5日条例第16号

昭和41年10月8日条例第22号

昭和44年12月20日条例第43号

昭和47年3月31日条例第11号

昭和48年3月20日条例第2号

昭和48年6月1日条例第31号

昭和50年3月26日条例第6号

昭和50年6月30日条例第16号

昭和51年3月31日条例第15号

昭和52年4月1日条例第17号

昭和54年3月30日条例第8号

昭和56年3月31日条例第11号

昭和56年4月1日条例第16号

昭和56年4月1日条例第18号

昭和59年3月29日条例第17号

昭和61年3月31日条例第16号

平成3年3月29日条例第4号

平成10年3月31日条例第11号

平成11年3月24日条例第4号

平成13年3月30日条例第24号

平成17年3月31日条例第27号

平成19年3月30日条例第14号

平成19年12月28日条例第45号

吹田市都市公園条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- （2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

（名称、区域の変更又は廃止の公告）

第3条 市長は、公園の名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、所在地及び区域（公園を廃止する場合を除く。）その他必要な事項を公告しなければならない。

第2章 公園の管理

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- （4）興業を行なうこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名、事務所の所在地並びに事業の内容とする。以下法人について同じ。）
- （2）行為の目的
- （3）行為の期間
- （4）行為を行なう場所
- （5）行為の内容
- （6）その他市長が指示する事項

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長があらかじめ許可したもの及びやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は汚損すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (9) 公園施設をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他公園の管理のため必要があると認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の種類及び数量

- ウ 設置の目的
- エ 設置の期間
- オ 設置の場所
- カ 公園施設の構造
- キ 公園施設の管理方法
- ク 工事の実施方法
- ケ 工事の着手及び完了の時期
- コ 公園の復旧方法
- サ 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の所在、種類及び数量
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(占有の許可)

第9条 法第6条第1項の規定により工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）

を設けて公園を占有しようとする者（以下「占有者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、次の各号に掲げる軽易な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占有物件の種類及び数量
- (3) 占有目的
- (4) 占有期間

- (5) 占有場所
- (6) 占有物件の管理方法
- (7) 工事の実施方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) 原状回復の方法
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請者に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、この条例による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、若しくはその許可条件を変更し、又は原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反し、又はこの条例による市長の指示に従わないとき。
- (2) この条例による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例による許可を受けたとき。

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、この条例による許可を受けた者に対し、前条の規定による処分をし、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

(工作物等を保管した場合の公示)

第12条の2 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を開始した日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を告示することにより行う。この

場合において、当該告示の期間は、当該工作物等の保管を開始した日から起算して14日間とする。

(工作物等の価額の評価方法)

第12条の3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(保管した工作物等の売却方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の売却は、競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

(届出)

第13条 この条例による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (5) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命じられた者が、その措置を完了したとき。
- (6) 法第27条第1項若しくは第2項又は第11条若しくは第12条の規定により必要な措置を命じられた者が、その措置を完了したとき。

第3章 削除

第14条から第18条まで 削除

第4章 使用料

(使用料)

第19条 第4条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第3から別表第5までに定める範囲内で市長が別に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、別表第5に掲げる額の2倍以内で市長が別に定める額とする。

(使用料の減免)

第20条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の徴収方法)

第21条 使用料は、使用許可の際、その全額を徴収する。ただし、使用期間が1年以上のものについては毎年度徴収するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分については当該会計年度分をその年度の初めに徴収する。

2 市長は、占用料が著しく多額に上り、その他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該会計年度分内に限り、期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(使用料の還付)

第22条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由によつて使用することができないとき。
- (2) 第12条の規定により市長が使用許可を取り消したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めるとき。

(許可の期間)

第23条 第4条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による許可の期間は、5年以内で市長が別に定める。

第5章 雑則

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償義務)

第25条 公園内の土地、建物、施設及び物品を滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長が定める。

(保証人又は保証金)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定による使用許可の際、使用者に保証人を立てさせ、又は使用者から保証金を徴することができる。

2 前項の保証人の資格及び保証金の額は、市長が別に定める。

(検査)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況等について職員に検査

させ、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

- 2 使用者は、前項の規定による検査を拒むことができない。
- 3 第1項に規定する職員は、要求があるときはその身分を示す証票を提示しなければならない。
(公園予定区域等への準用)

第28条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 中の島公園テニスコート条例（昭和37年吹田市条例第417号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、旧条例に基づいて有料施設の使用の許可を受けている者は、第15条の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例施行の際、旧条例に基づいてこの条例の施行日以後の使用料を納付している者は、第19条に規定する使用料を納付したものとみなす。

附 則（昭和40年3月26日条例第2号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年6月5日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年10月8日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月20日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月1日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の条例別表第3から別表第6までの規定は、施行日以後の占有又は使用に係る使用料から適用し、同日前の占有又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、昭和56年4月1日以後の占有に係る占有料から適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第6の規定は、昭和56年4月15日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月29日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 6 の規定は、昭和59年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年 3 月31日 条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 4 の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月29日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 4 の規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年 3 月31日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第 4 の規定は、平成10年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年 3 月24日 条例第 4 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日 条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日 条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（ただし書省略）

2 及び 3 （省略）

（吹田市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に前項の規定による改正前の吹田市都市公園条例の規定によりなされた中の島公園の有料施設に係る処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた吹田市立中の島スポーツグラウンドに係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月28日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第 4 の規定は、平成20年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表第 1 削除

別表第 2 削除

別表第 3 公園施設の使用料（第19条関係）

種別	単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	1 平方メートル	1 年	2,000円（水面の場合は15円）
公園施設を管理する場合	1 平方メートル	1 年	4,000円

別表第 4 公園の占用料（第19条関係）

種別	単位	期間	占用料
第 1 種電柱	1 本	1 年	2,200円
第 2 種電柱			3,400円
第 3 種電柱			4,600円
第 1 種電話柱			1,980円
第 2 種電話柱			3,200円
第 3 種電話柱			4,400円
その他の柱類			150円

共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	20円	
地下電線その他地下に設ける線類			10円	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	1,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの	1メートル	1年	外径10センチメートル未満のもの	100円
			外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	150円
			外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	200円
			外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	400円
			外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1,000円
			外径1メートル以上のもの	2,000円
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートル	1年	3,000円	
地下マンホールその他これに類するもの	1平方メートル	1年	3,000円	
公衆電話所	1個	1年	3,000円	
法第7条第5号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第9号に掲げる施設	1平方メートル	1月	300円	
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートル	1月	1,100円	

	ル		
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	1,100円

備考

- 1 「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

別表第5 公園の使用料（第19条関係）

種別	単位	期間	使用料
行商、募金、出店等を行うとき	1平方メートル	1日	200円
映画を撮影するとき	1箇所	1日	4,000円
業として写真の撮影をするとき	1台	1日	1,000円
興業を行うとき	1平方メートル	1日	10円
競技会、展覧会、博覧会、集会等を行うとき	1平方メートル	1日	2円